水質汚濁防止法に基づき排水基準を定める条例新旧対照表

改正案

(排水基準の適用)

第3条 前条第2項及び第3項の排水基準は、次に定めるところにより適用する。

(1) 別表第2の排水基準(その9の表に掲げる排水基準を除く。)は、1日当たりの平均的な排出水の量が30立方メートル以上(

_____シアン化合物についての排水基準を除く。)である 工場又は事業場に係る排出水について適用する。

(2) \sim (8) 略

別表第1(第2条第1項関係)

水域	水域の区分の範囲
(略)	(略)

備考

1 略

2 那珂川水域において第一種水域とは次に掲げる河川及びこれ に流入することとなる河川、水路その他の水域をいい、第二種 水域とは第一種水域以外の水域をいう。

那珂川 [/右岸 水戸市根本一丁目 263番2/左岸 水戸市 青柳町字上宿 448番地の1/から河口までの区域を除く。]

現行

(排水基準の適用)

第3条 前条第2項及び第3項の排水基準は、次に定めるところにより適用する。

(1) 別表第2の排水基準(その9の表に掲げる排水基準を除く。)は、1日当たりの平均的な排出水の量が30立方メートル以上(カドミウム及びその化合物並びにシアン化合物についての排水基準を除く。)である工場又は事業場に係る排出水について適用する。

(2) \sim (8) 略

別表第1(第2条第1項関係)

(服) (服)	水域	水域の区分の範囲
(#1)	(略)	(略)

備考

1 H

2 那珂川水域において第一種水域とは次に掲げる河川及びこれ に流入することとなる河川、水路その他の水域をいい、第二種 水域とは第一種水域以外の水域をいう。

那珂川 [/右岸 水戸市根本町一区 263 番地の 2/左岸 水戸市青柳町字上宿 448 番地の 1/から河口までの区域を除く。]

別表第2(第2条第2項関係)

その4 県北水域における排水基準

クロム含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	最大
フェノール類含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	最大
	最大
	日間平均
	最大
	日間平均
	最大
	日間平均
ルつミグ)	最大
	日間平均
工場の国	

別表第2(第2条第2項関係)

その4 県北水域における排水基準

工業	物学酸要 位ッルつミグ) 最大 上 上 上 上 上 上 上 上 上	学酸要 位ッルつミグ)	アルつミグ) 出物含量植油類有(1トにきリラ 出質有動物脂含)位ッルつミグ)	ラム)	クロム含有量(単位 1リットルにつきミリグラム) 最大カドミウム及びその化合物で単位 1リットルにつきミリグラム) 最大
----	---	-------------	--	-----	--

下欄に掲げる工場	第種域排すも	一水に出るの	1 0	1 5	1 0	1 5	2 0	2 5	5	0 .5	1	
下欄に掲げる工場又は事業場以外のもの	第二種水域に排出するもの	1日当たりの平均的な排出水の量が5,000立方メートル未満のもの	2 0	2 5	2 0	2 5	3 0	4 0	1 0		1	

=	O .IOIOI
1	1
0 . 5	1
5	1 0
2 5	4 0
2 0	3 0
1 5	25
1 0	2 0
1 5	25
1 0	2 0
一水に出るの	1日当たりの平均的な排出水の量が5,000立方メートル未満のもの
第種域排すも	第二種水域に排出するもの
下欄に掲げる円	下欄に掲げる工場又は事業場以外のもの

		1日当たりの平均的な排出水の量が5,000立方メートル以上のもの	1 0	1 5	1 0	1 5	2 0	2 5		5	0.5	1
クラルプする	フト を製 もの	パ 造	2 0	3	2 0	3 0	5	6 5	1 0		1	1
水産食料	1 当 り 平	日たの均	9	1 2 0	9	1 2 0	1 2 0	1 6 0	_			_

		1日当たりの平均的な排出水の量が5,000立方メートル以上のもの	1 0	1 5	1 0	1 5	2 0	2 5		5	0.5	1	OI .IOI51
クププ	フト を製 もの	パ造	2 0	3 0	2 0	3	5 0	6 5	1 0		1	1	
水産食料	1 当 り 平	日たの均	9	1 2 0	9	1 2 0	1 2 0	1 6 0	_	—	—		=

品製造業及び魚粉飼料製造業	的排水量1,0方メト未ののな出のが00立 ール満も								
品製造業及び魚粉飼料製造業に係るもの並びにこれらの工場又は事業場から排出される水の	1当り平的排水量1,0方メト以のの日たの均な出のが00立 ール上も	3 0	4 0	3 0	4 0	50	6 5	1 0	

品製造業及び魚粉飼料製造業	的排水量1,0方メト未ののな出のが00立 ール満も									
品製造業及び魚粉飼料製造業に係るもの並びにこれらの工場又は事業場から排出される水の	1当り平的排水量1,0方メト以のの日たの均な出のが00立 ール上も	3 0	4 0	3 0	4 0	5 0	6 5	1 0		=

処理施設を設置するもの							
し尿処理施 設を設置す るもの	3 0	 3 0	 7 0	 _	_		_
下水道終末処理施設を設置するもの	2 0	 2 0	 4 0	 _	1 0	1	1

処理施設を設置するもの									
し尿処理施 設を設置す るもの	3 0		3	7 0					
下水道終末処理施設を設置するもの	2 0	_	2 0	4 0		1 0	1	1	